

池田町脱炭素自然冷媒ヒートポンプ給湯器設置事業補助金交付要綱

令和8年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、自然冷媒ヒートポンプ給湯器の普及を促進することにより、池田町内の家庭部門の二酸化炭素排出量の削減を図り、2030年池田町内民生部門の二酸化炭素排出量実質ゼロを実現することを目的に、池田町脱炭素自然冷媒ヒートポンプ給湯器設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、池田町補助金等交付規則（昭和52年池田町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器

C02を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ給湯機で、日本産業規格(JIS C 9220)の性能表示があること。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 申請時に池田町内に居住し、かつ、当該居住地を住所地として池田町の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳に記録されている者又は池田町内において住宅を建築し、もしくは購入する者であって、かつ当該年度中に当該住宅の所在地を住所地として転居若しくは転入を予定する者であること。
- (2) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器を設置する住宅の所有者と当該補助金の交付を受けようとする者が異なる場合にあつては、その設置について当該住宅の所有者の同意を得ていること。
- (3) 当該設備に対し、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 申請者の属する世帯全員において、町税等を滞納していないこと。
- (5) 池田町のエネルギーの地産地消の取り組みに賛同、参加する意思を有すること。

(補助の対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる経済産業省が実施している申請年度における支援対象機種に準ずることとする。

- (1) 省エネ法上のトップランナー制度において、申請時点の目標基準値以上の性能

を備えた自然冷媒ヒートポンプ給湯器であること。

(2) 1世帯につき2台まで補助対象とする。

(補助対象経費)

第5条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる費用とする。

(1) 対象機器の購入に要した経費

(2) 対象機器の設置に係る工事に要した費用(既存設備の撤去に要する費用を含む)

(3) 消費税および地方消費税

(4) リース料(契約期間中に支払うリース契約のうち、対象機器本体価格の他に金利相当分、契約手数料が含まる場合、それらを含めたリース料総額を対象とする。)

(補助金の額)

第6条 この要綱による補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、1台につき40万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、購入する前に、池田町脱炭素自然冷媒ヒートポンプ給湯器設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町長が必要と認める場合は、その書類を添付して提出しなければならない。

3 第1項に定める様式第1号に掲げる書類は、電子データを送信する方法により行うことができる。

4 受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付を行わないものとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、池田町脱炭素自然冷媒ヒートポンプ給湯器設置事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了した日から起算して60日以内に池田町脱炭素自然冷媒ヒートポンプ給湯器設置事業補助金実績報告書(様式第3号)に必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を申請者に池田町脱炭素自然冷媒ヒートポンプ給湯器設置事業補助金確定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第 11 条 申請者は前条の規定による通知を受けた日の属する年度の 3 月 31 日までに

池田町脱炭素自然冷媒ヒートポンプ給湯器設置事業補助金交付請求書（様式第 5 号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 12 条 町長は、申請者が交付の条件に違反したとき又は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部を取り消し返還させることができるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第 13 条 この要綱による補助金の交付を受けて設置した高性能給湯器は、第 8 条の規定による交付決定を受けた日から起算して 6 年間、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、自然冷媒ヒートポンプ給湯器が故障又は滅失等した場合、申請者の責めによらないものであるときはこの限りでない。

(町による調査)

第 14 条 町長は、補助金の交付を達成するため必要な範囲において、この要綱による補助金の交付を受けて取得した自然冷媒ヒートポンプ給湯器の使用状況について調査を行うことができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。